

特定非営利活動法人

千葉県介護支援専門員協議会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この運営規則は、特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会（以下「本会」という。）の定款をうけ、本会の事業の円滑な運営をはかるために必要な事項を定めたものである。

第2条 本会は、当分の間 事務所を千葉県千葉市中央区千葉港4番3号に置く。

第2章 会員

(入会)

第3条 本会に入会しようとする者は、次の事項を所定の様式による入会申込書に記入し、署名、押印の上、当該年度会費及び入会金を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、生年月日、性別、本籍地
- (2) 会員の種類；正会員、準会員の選択をする。
- (3) 勤務先住所、勤務先名称及びその代表者氏名
- (4) 所属団体又は事業所等の住所、その名称及び代表者氏名
- (5) 最終出身校、卒業年月日
- (6) 取得資格の種類、資格取得年月日
- (7) 介護支援専門員の実務研修修了証交付年月日、又は介護支援専門員指導者受命年月日

2 本会に入会しようとする団体等は、次の事項を所定の様式による入会申込書に記入し、署名、押印の上、本会に提出しなければならない。

- (1) 団体等の住所、団体等の名称及び代表者氏名、設立年月日
- (2) 会員の種類；賛助団体会員、協力団体会員の選択をする。
- (3) 入会趣意書

第4条 前条の届出事項に変更を生じた場合は、遅滞なく本会に届け出なければならない。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする者は、次の事項を所定の様式による退会届に記入し、本会に届け出なければならない。

- (1) 氏名 (又は団体等の名称及びその代表者氏名)、住所
- (2) 届出年月日、退会事由
- (3) 所属団体又は事業所等の住所、その名称及び代表者氏名
(会員名簿及び入退会の届出様式)

第6条 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動及び届出事項に変更がある毎に訂正しなければならない。

第7条 定款第6条の会員になろうとする個人用の入会申込書の様式は、別記第1号様式とする。

2 定款第6条第3項の賛助団体会員及び第4項の協力団体会員になろうとする団体等用の入会申込書の様式は、別記第2号様式とする。

3 定款第9条の規定により退会しようとする者の退会届の様式は、別記第3号様式とする。

(会費及び入会金)

第8条 定款第6条第1項に定める正会員の会費は、1年間1万円とする。又入会金は3千円とする。

2 定款第6条第2項に定める準会員の会費は、1年間1万円とする。又入会金は3千円とする。

3 定款第6条第3項に定める賛助団体会員の会費は、1年間2万円とする。又入会金は1万円とする。

4 定款第6条第4項に定める協力団体会員の会費は、なしとする。

5 入会金は、継続入会員からは徴収しない。

第9条 会費は、3月31日までに、翌年度分を前納しなければならない。

第10条 一旦納入した入会金及び会費は事由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第11条 定款第13条の規定により次の各号の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名
- (3) 理事 20名以上25名以内
- (4) 監事 2名

2 前項の他に、事務所に次のものを置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局次長 若干名

(役員の選出及び員数)

第12条 役員の選出は、定款第47条第4項の規定により、代議員会における審議を経て、総会において選任する。

第13条 役員の選出方法は、立候補者又は推薦候補者について行うこととする。

第14条 役員の選出方法は、代議員会における審議を経て、総会において議決される。

第15条 理事の員数のうち、医師、歯科医師、薬剤師等の医療系会員より3名、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の保健系会員より6名、社会福祉士、介護福祉士等の福祉系会員より6名、介護支援専門員指導者より5名以内を、代議員会の審議を経て、総会において選任することができる。

2 代議員会の議決により、各職種の団体等に属する会員数により、若干員数の増減を認めるものとする。

第16条 本会は、定款第20条の規定により顧問を置くことができる。

2 顧問は、代議員会の議決を経て理事長が委託する。

3 顧問は、理事長の諮問にこたえ、総会、理事会又は代議員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

第4章 代議員

第17条 定款第22条の規定により、代議員及び予備代議員を置く。

(代議員及び予備代議員の選任並びに員数)

第18条 代議員及び予備代議員の選任は、会員の所属する主たる職種別の団体等であって本会が承認したものに委託して行う。

第19条 代議員及び予備代議員の選出を委託できる職種別の団体等は、次の各号のものとする。

(1) 千葉県医師会

(2) 千葉県歯科医師会

(3) 千葉県薬剤師会

(4) 千葉県看護協会

(5) 千葉県理学療法士会

(6) 千葉県作業療法士会

(7) 千葉県社会福祉士会

(8) 千葉県介護福祉士会

(9) 上記職能団体以外の団体に所属する会員

(10) いずれの職能団体にも所属しない会員

第20条 前条各号以外のものについては、理事会の議決を経て代議員会の承認を得るものとする。

第21条 代議員及び予備代議員の選出は、各職種別の団体等が推薦し総会において承認を必要とする。

第22条 各種の職種別の団体等は、本会会費を完納した所属の本会正会員の中から、各2名の代議員及び予備代議員を選出する。

2 前項の規定のほか、代議員会の議決により、各職種別の団体等に所属する本会正会員数により、若干員数の増減を認めるものとする。

(職務)

第23条 代議員は、代議員会に建議することができる。

第24条 代議員は、自己に関する事項の審議及び議決には参与することができない。

第25条 代議員は、その権限を他に委任してはならない。

第26条 予備代議員には代議員職務代理又は補欠就任の順位を付さなければならない。

第27条 代議員及び予備代議員は、定款第9条第1項及び第11条第1項の規定により処分を受けたときは、その資格を失うものとする。

第5章 会議

第1節 総会

(議決及び定足数)

第28条 総会における議決及び定足数については、定款第33条、第34条及び第35条の規定による。

(議事録署名人)

第29条 総会の議事に先立ち、定款第36条の規定により、出席会員の中から2名の議事録署名人を選出し、承認を得なければならない。

第2節 理事会

(開催)

第30条 理事会は、毎事業年度4回以上開催しなければならない。

(議事録署名人)

第31条 理事会の議決に先立ち、出席理事の中から2名の議事録署名人を選出する。

(書面理事会)

第32条 理事会に付議すべき事項で、理事長が特にやむを得ないと認めた場合は、全理事に議案を送付し書面で意見を求め、理事会にかえることができる。

2 前項の場合は、理事の過半数の書面による同意をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところに従う。

第3節 代議員会

(議決及び定足数)

第33条 やむを得ない理由により代議員会に出席できない代議員は、定款第50条及び運営規則第21条の規定にかかわらず、代議員会の承認を経て当該予備代議員が代理として出席し審議に参加することができる。

(議事録署名人)

第34条 代議員会の審議に先立ち、出席代議員の中から2名の議事録署名人を選出する。

第6章 分科会及び委員会

(分科会及び委員会)

第35条 本会は、定款第52条の規定により分科会及び委員会を置くことができる。

(分科会の種類)

第36条 分科会は、学術的な事項を審議する機関及び職種別にそれぞれの問題事項を審議する機関の2種とする。

2 学術的な事項を審議する機関を専門部会とする。

3 各種職種別の種々の問題事項を審議する機関を職能分科会とする。

第37条 専門部会の設置に関する事項は、理事会の議決により別に定める。

2 職能分科会の設置に関する事項は、理事会の発議により、代議員会の議決によって別に定める。

(委員会の種類)

第38条 委員会は、理事長の諮問にこたえる機関及び代議員会の委任事項に関する審議機関の2種とする。

2 理事長の諮問機関を常任委員会とする。

3 第1項の代議員会の委任事項を審議する機関を特別委員会とする。

第39条 常任委員会の設置に関する事項は、理事長の委託を受けて理事会の議決により別に定める。

2 特別委員会の設置に関する事項は、理事会の発議により、代議員会の議決によって

別に定める。

第7章 地区支部・全国支部

第40条 本会は、定款第53条の規定により本会区域内の地区に、その地区の状況によって地区支部を置くことができる。

2 地区支部の設置に関する事項は、理事会の発議により、代議員会の議決によって別に定めるものとする。

3 本会は、定款第5条に規定する特定非営利事業を円滑に遂行するため介護支援専門員の資質の向上を目的とする全国組織の支部（以下、全国支部とする）となり、本会会員の便宜を図ることができる。

4 全国支部の設置に関する事項は、理事会の発議により、代議員会の議決によって別に定めるものとする。

第41条 前条第1項に関しては、地区支部規則で別に定める。

2 地区支部規則の基準は、代議員会の議決を経て総会の承認を得るものとする。

第8章 資産及び会計

(予算)

第42条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な目標をもって表示し、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な施行をはかるものとする。

2 予算の期間は、1会計年度とする。

第43条 予算は、担当理事の事業計画案に従い会計担当理事が立案し、総合予算の調整及び編成は理事長が行う。

第44条 理事長は、毎年翌年度の事業計画及び各会計に関する予算案についての書類を作成して、理事会の議決を経て代議員会に提出しなければならない。

2 前項の事業計画及び予算案は、代議員会の審議を得ると共に、通常総会に提出しなければならない。

(暫定予算及び補正予算)

第45条 定款第29条第4号、5号及び第47条第2号、第3号の規定に関わらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、定款58条第1項の規定に基づき、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで毎事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを施行することができる。

2 前項の規定により暫定予算を施行した場合は、代議員会における審議を得なければならない。

第46条 理事長は、予算の成立後に生じた理由により、既に成立した予算に変更を加

える必要があるときは補正予算案を作成して代議員会に提出することができる。

(予備費)

第47条 定款第59条の規定により、理事会の議決を経、代議員会の審議を経て、予算中に予備費を別に設けることができる。

(決算)

第48条 理事長は、毎年会計年度終了後、事業報告及び活動計算書を作成して理事会の議決を経て監事の監査を受けて、代議員会及び総会に提出しなければならない。

(会員の負担金)

第49条 定款第54条第2号の規定による入会金及び会費以外の会員の負担金は、理事会の発議により代議員会の審議を経て総会の議決により別に定めるものとする。

第9章 運営規則の変更

第50条 この運営規則の変更は、理事会の発議により、代議員会の審議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この運営規則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 平成18年6月18日に第40条3項及び同条4項を追加改定する。
- 3 平成19年6月17日に第8条1項及び同条2項を一部改定する。
- 4 平成21年1月24日に第8条1項及び同条2項を一部改定する。但し、平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の会費及び入会金は以下のとおりとする。
第8条 定款第6条第1項に定める正会員の会費は、1年間9千円とする。又入会金は3千円とする。
- 5 平成27年6月20日に第2条1項及び第11条1項、第15条1項及び第19条1項、第48条1項を一部改正する。